

(一覧表2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：建設部まちづくり局都市計画課

(電話011-231-4111(内線29-812))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	宅地造成等規制法	第14条第1項	不正手段による許可等の取消	未設定イ	
2	宅地造成等規制法	第14条第2項	宅地工事進行停止、防災措置命令	未設定イ	
3	宅地造成等規制法	第14条第3項	宅地使用禁止、防災措置命令	未設定イ	
4	宅地造成等規制法	第14条第4項	工事進行の緊急停止命令	未設定イ	
5	宅地造成等規制法	第17条第1項	排水施設設置、地形改良工事命令	未設定イ	
6	宅地造成等規制法	第17条第2項	原因者に対する工事施行命令	未設定イ	
7	宅地造成等規制法	第22条第1項	擁壁等の設置等、地形改良工事命令	未設定イ	
8	宅地造成等規制法	第22条第2項	原因者に対する工事施行命令	未設定イ	
9	都市計画法	第81条第1項	許可等の取消、建築物除却命令等	未設定イ	
10	流通業務市街地の整備に関する法律	第6条第1項	違反施設の移転、除却等の命令	未設定ロ	
11	被災市街地復興特別措置法	第7条第5項	被災市街地復興推進地域の区域内における違反行為者に対する原状回復命令等	未設定ロ	
12	都市緑地法	第8条第2項	緑地保全地域内において届出を要する行為をしようとした者に対する当該行為の禁止等	未設定ハ	
13	都市緑地法	第9条第1項	緑地保全地域内の原状回復命令等	未設定イ	
14	都市緑地法	第15条	特別緑地保全地区内の原状回復命令等	未設定イ	
15	景観法	第17条	景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない特定届出対象行為に対する是正命令	設定	
16	景観法	第23条	景観行政団体の長の許可なしに、景観重要建造物の現状変更をした者に対する原状回復命令	未設定ロ	
17	景観法	第26条	管理の適当ではない景観重要建造物の所有者又は管理者に対する命令又は勧告	未設定ロ	
18	景観法	第32条第1項	景観行政団体の長の許可なしに、景観重要樹木の現状変更をした者に対する原状回復命令	未設定ロ	
19	景観法	第95条第3項	景観行政団体の長からの改善命令に違反したときの、景観整備機構の指定の取消し	設定	
20	屋外広告物法	第8条第6項	措置費用の原因者への負担命令	未設定ロ	
21	北海道屋外広告物条例	第13条	許可の取消し、出願者又は管理者に対する除却等の命令	設定	
22	北海道屋外広告物条例	第14条	違反広告物等の行為者に対する除却等措置命令	設定	
23	北海道屋外広告物条例	第22条の4第1項	屋外広告業の登録の取消し等	未設定イ	

(一覧表2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：建設部まちづくり局都市計画課

(電話011-231-4111(内線29-812))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
24	北海道屋外広告物条例	第28条の2	屋外広告業者に係る廃業届義務違反等に関する罰則（過料処分）	未設定 イ	
25	北海道屋外広告物条例	第29条	手数料に関する罰則（過料処分）	未設定 イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの